

区公民館等施設整備事業

地域の話し合い活動及び研修活動等の拠点として公民館施設の整備を行う区公民館及び公民会に対し、補助金を交付し、地域づくりを促進することを目的とする。

(1) 事業申請に必要なもの

- ① 認定申請書 ② 事業費見積書 ③ 現状がわかる写真

(2) 補助事業一覧

○ 国及び県等の補助金を受けた建物の新築及び改築（関連する用地取得費を含む。）

区 分	補 助 対 象 経 費	補助率（補助額）
区公民館	補助対象事業費から当該補助金額を除いた額	限度額：2,000万円
公 民 会	補助対象事業費の2分の1以内 （当該補助金額含む。）	限度額：400万円

○ 国及び県等の補助金を受けない場合の建物の新築・改築及び取得（関連する用地取得費を含む。）

区 分	補 助 対 象 経 費	補助率（補助額）
区公民館	事業費相当額	限度額：2,000万円
公 民 会	事業費の2分の1以内	限度額：800万円

○ 建物の改修及び解体（事業費10万円以上）

区 分		補助率（補助額）	限度額
区公民館		事業費の10分の7以内	250万円
公 民 会	一般	事業費の2分の1以内	
	合併	事業費の10分の7以内	

○ バリアフリー化を目的とした工事（事業費10万円以上）

区 分	補助率（補助額）	限度額
区公民館・公民会	事業費の10分の7以内	250万円

○ 駐車場、運動広場の整備事業（事業費10万円以上）

区 分		補助率（補助額）	限度額
区公民館		事業費の10分の7以内	100万円
公 民 会	一般	事業費の2分の1以内	100万円
	合併	事業費の10分の7以内	

○ 附帯設備の整備事業（事業費 10 万円以上）

区 分		補助率（補助額）	限度額
区公民館		事業費の 10 分の 7 以内	100 万円
公 民 会	一般	事業費の 2 分の 1 以内	
	合併	事業費の 10 分の 7 以内	

○ 集会施設の災害復旧事業（事業費 10 万円以上）

区 分	補 助 対 象 経 費	補助率（補助額）
区公民館	集会施設の災害復旧事業（集会施設の附帯施設整備、敷地内道路及びブロック塀等を含む。）で、事業費が 10 万円以上のもの。	事業費の 3 分の 2 以内 限度額：100 万円
公 民 会		

○ 特認事業（町長が特に必要と認める事業）

区 分	補 助 対 象 経 費	補助率（補助額）
区公民館	町長が特に必要と認める事業で 50 万円以上の事業	事業費 50 万円を超過した額 限度額：50 万円
公 民 会		

※前年 11 月 30 日までに申請のあった事業については当初予算に計上しています。
それ以降に申請された事業については、補正予算または次年度予算での対応となります。

(3) その他

- ① 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
- ② 事業は単年度で整備が完了するものを対象とします。
- ③ 公共団体又は公共的団体等の諸事業の実施に伴い支払われる移転補償費等を受けた場合、これらの金額を差し引いた額を補助対象の事業費とみなします。
- ④ 災害復旧の場合、保険等により支払われる収入金を除いた額を補助対象の事業費とみなします。
- ⑤ 附帯設備とは、公民館に附属している水回り、空調設備、照明器具等の設備を指します。
- ⑥ 公民会合併に伴う補助率上乘せの特例措置は、合併後 5 年間以内の公民会とします。
（総会等を開催する公民館を特例措置の対象とします。）
- ⑦ 畳の表替えやふすま・障子の張替えなどは改築に該当しませんが、床などを全体的に改修する場合や区公民館が実施する場合には、畳の交換などを対象事業に含めることができます。